

作成日： 年 月 日

茨城県農業信用基金協会 御中

金融機関名：

「経営者保証に関するガイドライン」検討結果報告書

主たる債務者	
保証人	
本件検討内容	<input type="checkbox"/> 保証契約の締結（更新を含む） <input type="checkbox"/> 以前に締結した保証契約の解除、見直し <input type="checkbox"/> 事業承継（後継者名 _____）

(注) 該当する対応理由の□に「✓」を付す。

1 保証契約締結の必要性の検討

	要件	判定
a	法人の事業資産と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。 (例)・本社、農地、施設、農機具等の法人の事業活動に必要な資産は法人所有となっている。 ・自宅兼施設、自家用車兼営業車などの場合、法人から経営者に対し適切な賃料が支払われている。	
b	法人と経営者間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない。 (例)・法人から経営者に対し、事業上の必要性が認められない貸付が行われていない。	
c	法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。 (例)・融資金額に対し、十分な資産を保有している。 ・融資金額に対し、十分なキャッシュフローを有している。	
d	法人から適時適切に財務情報等が提供されている。 (例)・期中の財務情報を確認するため、年1回の本決算の報告のみでなく試算表・資金繰り表等について、当組合に対し定期的に報告が行われている。	
e	経営者等から十分な物的担保の提供がある。 (例)・貯金担保等、回収の確実性の高い物的担保の提供があり、十分保全されている。	

【総合評価】保証契約の必要性 (必要 ・ 不要)

【理由】(要件 a～e のうち4つ以上が○で、かつ保証契約を「必要」と判断する場合には必ず記入)

※ ガイドライン第4項(2)において、上記 a～e の要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされている。

- ・ 保証契約を求めない可能性等の検討に際しては、a～eの要件のうちできるだけ多くの要件が充足されることが望ましいが、必ずしも全ての要件の充足が求められるものではなく、要件の充足状況に応じて個別の事案ごとに判断する。
- ・ eの要件はcの要件を補完するものであり、物的担保がなければ保証契約が必要という趣旨ではなく、経営者による物的担保を推奨するものではない。

(注) 判定欄には、要件が将来に亘って充足すると見込まれる場合は○、否の場合は×を記入する。

総合評価は保証契約の必要性について、必要・不要のいずれかを○で囲む。

(基金協会所見)

--